

独立行政法人水資源機構 分任契約職
木曾川上流ダム総合管理所長 中野 春男
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 岩屋ダムエレベータ設備整備工事
- 2 施 工 場 所 岐阜県下呂市金山町卯野原地内
- 3 工 期 契約締結日の翌日から令和9年3月26日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加要件
 - ①別添、仕様書のとおり施行が可能である者。
 - ②当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、建設工事の工種「機械設備工事」の認定を受けており、かつ、希望工種「ダム管理用機械設備工事」に登録していること。
 - ③建業法に基づく「機械器具設置工事業」の許可を受けていること。
- 3 見 積 書 等
 - 1)様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りです。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2)提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。
 - 3)提出期限 **令 和 8 年 10 月 14 日 12:00 まで**
 - 4)提 出 先 独立行政法人 水資源機構 木曾川上流ダム総合管理所
TEL 0573-25-5295 FAX 0573-25-9221
 - 5)質 問 書 **令 和 8 年 10 月 8 日 12:00 まで**
提出期限 ※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。
 - 6)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年10月15日12:00までとします。
 - 7)そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知**します。
- 5 そ の 他
 - 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。
 - 4)契約書については、別添の請書によるものとします。

岩屋ダムエレベータ設備整備工事

仕 様 書

令和8年10月

独立行政法人 水資源機構
木曽川上流ダム総合管理所

第1章 総則

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構木曽川上流ダム総合管理所（以下「機構」という。）が施行する「岩屋ダムエレベータ設備整備工事」（以下「本工事」という。）に適用する。

第2節 工事内容

2-1 概要

本工事は、岩屋ダムに設置されているエレベータ設備の機能を正常に維持し、円滑な運用を図るため、整備を行うものである。

2-2 工事場所

岐阜県下呂市金山町卯野原地内

2-3 施工範囲

施工範囲は、次の設備の整備、調整及び試運転までの一切とする。

設備名	内容	数量	備考
エレベータ設備	調速機ワイヤロープ取替	1基分	
	地下2階用扉連動レバー機構取替	1基分	
	釣り合いチェーン取替	1基分	

第3節 工期

工期は、雨天、休日等を見込み、契約締結の翌日から令和9年3月26日までとする。

なお、休日等には、日曜日、祝日及び年末年始休暇のほか、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

第4節 工事数量

工事数量は、別添「工事数量総括表」のとおりとする。

第5節 施工体制台帳

5-1 一般事項

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、「施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領」（平成13年10月1日付け13技第260号、最終改正 平成31年1月11日付け30技管第124号）、「施工体制台帳の作成等についての改正について」（令和3年3月3日事務連絡）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを担当職員に提出しなければならない。

5-2 施工体系図

受注者は、「施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領」（平成13年10月1日付け13技第260号、最終改正 平成31年1月11日付け30技管第124号）、「施工体制台帳の作成等についての改正について」（令和3年3月3日事務連絡）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを担当職員に提出しなければならない。

第6節 受注者相互の協力

以下の工事等とは現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については、当該工事等の受注者と十分な打合せを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。

工事名等	工期	幅輻範囲	備考
岩屋ダムエレベータ設備点検業務	令和6年4月1日～ 令和9年3月31日	エレベータ設備	月点検 1回/月

第7節 提出図書

7-1 提出図書

提出図書の内容及び部数は、次によるものとする。

1. 工事着手前に提出するもの
 - ・施工計画書 1部
2. 工事着手前に作成し承諾を受けるもの
 - ・承諾図書 1部
3. 工事完成前に提出するもの
 - ・完成図書 1部

7-2 施工計画書

1. 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に、工事目的物を完成するために必要な手順や工法等について記載した施工計画書を担当職員に提出しなければならない。
2. 受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工にあたらなければならない。
3. 施工計画書の内容は、以下のとおりとする。

ただし、担当職員の了解を得て記載内容の一部を省略することができる。

また、担当職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 工場及び現場組織表
- (4) 主要資材
- (5) 施工要領
 - ①輸送要領
 - ②据付要領
 - ③確認・検査要領
- (6) 施工管理計画（出来高、品質等）
- (7) 安全管理
- (8) 緊急時の体制及び対応
- (9) 交通管理
- (10) 環境対策
- (11) 現場発生品の対応

7-3 承諾図書

1. 承諾図書の承諾は、受注者の責任による設計に基づく設備仕様をあくまで発注者の観点から承諾するものであり、承諾によって受注者の責務（瑕疵担保責任等）が免責又は軽減されるものではない。
2. 承諾図書の内容は、以下のとおりとする。

ただし、担当職員の了解を得て記載内容の一部を省略することができる。

また、担当職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

- (1) 実施仕様書
 - ①工事概要
 - ②使用材料
- (2) 詳細図等
 - ①全体図

②詳細図

③その他必要な図面

7-4 完成図書

受注者は、機構が定める「機械設備工事完成図書作成要領」を参考に、工事完成時に完成図書を作成し、発注者へ提出するものとする。

なお、完成図書には、実施仕様書、施工計画書、材料集計表、詳細図等、施工管理記録書、施工状況写真、完成写真を含むものとする。

第8節 担当職員

1. 担当職員は、請書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて担当職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の主任技術者に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
2. 第1項の規定に基づく担当職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
3. 請書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、担当職員を経由して行うものとする。この場合においては、担当職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

第9節 主任技術者

9-1 主任技術者

1. 次の基準を満たす主任技術者を契約締結の翌日から本工事に配置するものとする。
 - (1) 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当すること。

9-2 主任技術者の変更

主任技術者の変更は、病休・死亡・退職等真にやむを得ない場合のほか、次に示す工程上の区切りのある工事において、交代前後における配置技術者と同等の技術力が確認でき、工事の継続性が損なわれない場合について、変更ができるものとする。

- (1) 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- (2) 工場から現地へ、又は現地から工場へ工事の現場が移行する時点

9-3 主任技術者の他の工事との兼任

主任技術者については、本工事と機構が発注する他の工事又は他機関が発注する同種の工種を含む他の工事を、工事現場の相互間隔が10km程度の近接した場所で施工する場合、本工事と他の工事1件の計2件を兼務することができる。

第10節 ワンデーレスポンス

1. 本工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。

「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。「その日のうち」とは、受注者からの打合せ簿の提出が午前中の場合は「当日」、午後の場合は「翌日中」とする。

ただし、閉庁日を除く。また、「その日のうち」に回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。

る。

2. 受注者は施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工するものとする。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて担当職員へ報告すること。
4. 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。

第11節 ウィークリースタンス

1. 担当職員及び受注者は「ウィークリースタンス」として、以下の事項を相互で確認し取組むことにより、工事現場環境の改善を行うものとする。
 - ① 依頼日・時間及び期限に関する事項
 - ② 会議・打合せに関する事項
 - ③ 業務時間外の連絡に関する事項
2. 受注者は確認した「ウィークリースタンス」の内容について、第1章第7節7-2施工計画書に記載するものとする。
3. 「ウィークリースタンス」の取組は、工事の進捗に影響を及ぼさない範囲で実施するものとし、災害対応等の事態が発生した場合には適用しない。

第12節 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和7年9月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
 2. 「工事関係電子書類一覧表」により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
- また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
3. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第13節 情報共有システムの活用

1. 本工事は、担当職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムを活用することができる。
2. 受注者は情報共有システムを活用する場合、次の要件を満たすものを選定すること。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev. 5.8）
3. 担当職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、担当職員の確認を得た上で決定する。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える事
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う事
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると担当職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる事

第14節 工事用電力及び貸与品等

14-1 工事用電力

本工事において、設備の試運転調整に必要な電力は無償支給する。

14-2 貸与図書等

1. 本工事において、必要に応じて次の図書を貸与する。

- ① 対象設備の完成図書
- ② 過去の点検整備報告書
- ③ その他、担当職員が必要と認めたもの

2. 引き渡し場所及び返納場所は、次のとおりとする。

木曽川上流ダム総合管理所 岩屋ダム管理所

3. 貸与期間は、次のとおりとする。

工事着手後から工事完成日まで

第15節 工事現場発生品

1. 工事現場発生品は、次のとおりとする。

名称	仕様・規格	単位	数量	備考
調速機ワイヤロープ	X135K06SA φ6×S(19) 208m	本	1	スクラップ
扉連動レバー機構	M2N1-2SR J=800	組	1	スクラップ
釣り合いチェーン	φ10mm 100m	本	1	スクラップ

2. 確認場所

岩屋ダム管理所

3. 第1項の現場発生品は、確認場所で担当職員の確認を受けたのち、第16節 建設副産物等に従い、受注者において適切に処理するものとする。

4. 第1項以外の現場発生品が生じた場合は、担当職員に報告するとともに、その指示に従うものとする。

第16節 建設副産物等

16-1 建設副産物実態調査（センサス）

1. 本工事は建設副産物実態調査（センサス）の対象工事である。

受注者は、資材の利用及び搬出の有無にかかわらず、再生資源利用〔促進〕計画書及び実施書を以下の国土交通省HP掲載の「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）」により作成するものとする。

URL:http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credasltop.htm

再生資源利用〔促進〕計画書は、施工計画書に添付するとともに、電子データを担当職員に提出するものとする。

再生資源利用〔促進〕実施書は年度毎及び工事完成時に電子データで担当職員に提出するものとする。

2. 受注者は、作成した再生資源利用促進計画書及び再生資源利用促進実施書を各1部、工事完了後5年間保存しなければならない。

16-2 建設副産物の搬出

本工事において発生する建設副産物（建設発生土を除く）は、次に示す搬出先区分に従い搬出するものとする。

なお、処理施設については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではないことから、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については担当職員と協議の

うえ、設計変更の対象とすることができる。

建設副産物	搬出先区分	積算上の条件明示			
		受入場所	受入期間及び 受入時間	片道運搬 距離	受入費用 (税抜き)
スクラップ (金属くず)	再資源化施設 (売却)	岐阜県下呂市萩原町 上村地内	—	20.2km	-26,000 円
スクラップ (金属くず (油付))					-25,000 円

第 17 節 立会による確認

受注者は、次表の項目について、担当職員の臨場により、その内容が請書、仕様書及び承諾図書と適合するか、確認を受けなければならない。この際、受注者は、種別、細別、立会項目等を事前に担当職員へ連絡しなければならない。

ただし、担当職員に連絡後、担当職員が立会に代わる他の方法を指示した場合は、この限りではない。

種別	細別	立会項目	備考
品質管理	材料管理	使用材料の品質、規格、寸法、数量等	搬入時
発生品	現場発生品	現場発生品の品目、数量等	搬出時

第 18 節 段階確認

受注者は、次表の施工段階において、担当職員の臨場等により、出来形、品質、規格、数値等の確認を受けなければならない。この際、受注者は、種別、細別、確認項目等を事前に担当職員に連絡しなければならない。

なお、段階確認の実施日時及び実施箇所は、担当職員が定めるものとする。

種別	細別	確認時期	確認項目	備考
据付管理	据付状態	整備完了後	整備状況確認	
品質管理	機能管理	整備完了後	総合試運転	

第 19 節 施工管理

受注者は、機構が別に定める「機械設備工事施工管理基準（平成 24 年 4 月）」により施工管理を行うものとする。

第 20 節 設計変更

施工内容の変更が生じた場合においては、発注者又は受注者の発議による協議のうえ、設計変更ならびに請負代金額の変更を行うことができるものとする。

第 21 節 不具合報告

1. 本工事の施工において、整備対象箇所以外の不具合箇所を発見した場合には、不具合状況について担当職員に報告するものとする。

なお、不具合箇所の取替、補修、修理等の対応について、担当職員との協議により追加変更を行う場合がある。この場合は設計変更の対象とする。

2. 本報告は、不具合箇所を発見できなかったことによる設備の故障等不具合の発生に対して、受注者に責を帰すべきものではない。
3. 本工事施工中に発見した不具合のうち、施工範囲において予備品交換及び簡易な調整作業等で復旧できるものは、本工事に含まれるものとする。

第22節 暴力団関係業者の排除に関する協力

受注者は、本工事の施工に際して暴力団等からのあらゆる不当介入（不当要求）又は業務妨害に対して断固としてこれを拒否し、不当介入を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに警察に通報し、捜査上の必要な協力を行わなければならない。

また、担当職員等とも連絡を密にとり、工程等被害が生じた場合は協議するものとする。

第23節 水質の保全

受注者は、本工事の施工に当たり、油等の流出による水質汚染がないよう十分配慮するものとする。

なお、施工中に水質汚染等の損害を与えた場合は、速やかに機構に連絡し、受注者の責任において速やかに流出油等の回収を行うものとする。

第24節 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、担当職員へ電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出等を行わなければならない。

また、担当職員へ提出する電子データの作成、メールの送信を行うパソコンのウィルスチェックソフトについては、常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第25節 諸経費動向調査

本工事は、諸経費動向調査の対象工事であり、受注者は別途担当職員が指示する調査要領に基づき調査票を作成し、工事完成日までに提出するものとする。

また、調査票の聞き取り調査を実施する場合はこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

第26節 情報の漏洩、窃用等の対策

受注者は、工事の施工のため、パソコン等の情報機器を使用するにあたり情報の漏洩、窃用等の対策をとらなければならない。対策については、個人情報保護法、情報セキュリティ関連法令等に準拠しなければならない。

また、水資源機構情報セキュリティポリシーの入手が必要な場合は、担当職員に提示を依頼するものとする。

第27節 工事中の安全確保

27-1 工事における安全確保

工事中に安全管理上の処置が不適切であった場合は、発注者は労働災害に対する安全管理上の改善命令等を行い、履行報告書の提出を求めることがある。

27-2 工事現場管理

1. 受注者は、安全衛生に関する専任管理者及び工種毎の作業指揮者を定め、工事中のすべての危険、損失、障害等を防止するために必要な作業規則、表示、現場立入規制等を設け、工事関係者に周知徹底させるとともに、安全作業のために必要な施設を設置し、保安、防災、衛生等の現場管理に万全を期さなければならない。
2. 受注者は、現地作業時、必要な機器の電源を落として作業を行うものとし、感電事故、設備の誤動作、他設備への波及事故等が発生しないよう万全を期さなければならない。
3. 本工事において高所作業を行う場合は、必ず墜落制止用器具を着用し安全管理に万全を期して作業を行うものとする。

また、必要に応じて防塵マスク及びメガネ等を使用しなければならない。

第28節 作業要領書の提出

受注者は、各工程における作業手順について、危険要因、リスクの除去・低減、使用機材及び必要資格を記載した作業要領書を作成し、施工計画書に含めて提出するものとする。

また、従事する作業員へ作業要領書の周知徹底を行い、作業開始前には十分理解した上で作業を行い、作業要領書を遵守するものとする。

第 29 節 設備の操作

工事の施工に際し、設備の操作が必要な場合は、操作要領、操作責任者、安全対策等を記載した操作方案を作成し、担当職員の承諾を得るものとする。

なお、設備の操作は設備構造に熟知した技術者をあてるものとする。

第 30 節 疑義等

仕様書等について疑義が生じた場合は、担当職員と協議のうえ決定するものとする。

第2章 整備

第1節 一般事項

1-1 設備の主要仕様

本工事対象設備の主要仕様は、別紙ー1「エレベータ設備仕様一覧表」のとおりである。

第2節 整備

2-1 整備内容

整備内容は、以下のとおりとする。

設備名	整備内容	数量
エレベータ設備	調速機ワイヤロープ取替	1基分
	地下2階用扉連動レバー機構取替	1基分
	釣り合いチェーン取替	1基分

2-2 取替部品等

取替部品等は、以下に示すものまたは同等品以上のものとする。

名 称	仕様・規格	数量
調速機ワイヤロープ	X135K06SA φ6×S(19) φ6mm ワイヤ長208m プレテンション加工	1本
扉連動レバー機構	M2N1-2SR J=800	1組
釣り合いチェーン	直径φ10mm 長さ100m	1本

第3節 現場整備

3-1 一般事項

1. 受注者は、本工事の施工にあたって担当職員と連絡を密にし、工程に手戻り等のないよう施工するものとする。
2. 受注者は、現地作業時、必要な機器の電源を落とすものとし、感電事故、設備の誤操作、他設備への波及事故等が発生しないよう次に示す作業により万全を期さなければならない。
3. 機器及び資材等をエレベータ堅坑内に落下させないよう十分に注意して、作業を行うものとする。
4. 作業に必要な器具、消耗部品及び資機材等は、受注者が準備するものとする。
5. 施工にあたり必要な安全対策、養生等を行うものとする。
6. 既設設備に損傷等を与えた場合は、速やかに担当職員へ報告し、処置方法を提案して、受注者の責任と費用負担において復旧を行うものとする。
7. 不良及び不具合箇所があった場合は、写真等を用いて不具合箇所を明確にし、信頼性、耐久性、経済性を考慮した上で、不具合箇所及び処置方法の提案を行うものとする。

3-2 仮置き

1. 受注者は、工事現場内に製品、材料を仮置きする必要がある場合、施工計画書に仮置場所及び仮置期間を記載し、担当職員の了解を事前に得るものとする。

3-3 仮設資機材等

1. 受注者が施工計画書に基づき設置、使用する仮設資材及び機械器具は、受注者が責任をもって準備するものとする。また、本工事において、第1章第14節14-1に記載された工事用電力以外について使用する場合は、受注者の責任において準備するものとする。

2. 施工計画書に基づく現場事務所、作業員宿舎、通信設備等については、受注者の責任と費用負担により準備するものとする。

3-4 整備

1. 機器等の取替前に現況の設備性能（電圧値、電流値、昇降速度、絶縁抵抗値、ロープ径）を測定するものとし、取替完了後はこれらを比較整理するものとする。
2. 取り替えを行った部品は、従来の機能を発揮するよう入念に調整を行うものとする。

3-5 試運転調整

1. 整備完了後は、昇降機等検査員の資格を有するものが従事して、所定の機能を満足するよう十分な調整をした上で試運転調整を行うものとする。
2. 試運転調整においては、各種動作試験及び機能確認を目的として全昇降揚程に渡り試運転を行うものとし、設置当初及び整備作業開始前の動作確認結果と比較し、機能を満足することを確認するものとする。

－ 以 上 －

別紙ー１ エレベータ設備仕様一覧表

設 備 の 名 称		エレベータ設備
場	水 系 名 ・ 河 川 名	木曽川水系・馬瀬川
所	地 名	岐阜県下呂市金山町卯野原地内
完 成 年 月		昭和５１年３月（平成２４年３月更新）
台 数		１ 基
機 種 型 式		RAMLA
操 作 方 法		方向性乗合全自動方式
制 御 方 式		可変電圧可変周波数制御方式（VVVF制御方式）
用 途		人荷用
積 載 荷 重		４５０ｋｇ
最 大 定 員		６ 名
昇 降 速 度		９０ｍ／min
揚 程		９６．１ｍ
エレベータシャフト全高		１０２．４ｍ
か ご	構 造	形鋼枠組鋼板製
	内 法	間口：１．１８ｍ, 奥行：１．０２ｍ, 面積：１．２０３６㎡
	出 入 口 形 式	２枚戸片開き式, 開閉装置：電動式
乗 り 場	寸 法	間口：０．８ｍ, 高さ：２．１ｍ
	出 入 口 形 式	２枚戸片開き式, 開閉装置：連動式
	停 止 階	Ｂ２Ｆ：水圧鉄管路, Ｂ１Ｆ：放流管ゲート室, １Ｆ：監査廊
巻 上 機	電 動 機	型式：EM2471, ４４０Ｖ, ７．５ｋｗ, ６／２４Ｐ
	ワ イ ヤ ー ロ ー プ	φ１２mm×４本, １：１ロービング
動 力 源		商用 ３φ ４４０Ｖ ６０Hz (管理所予備発電装置 ガスタービン発電機 ２５０KVA×２台)
付 属 設 備		エレベータシャフト内梯子及び踊り場
塗 装 仕 様	巻上機、扉、乗り場	塩化ゴム樹脂系（７０㎡）
	走行レール, シャフト内梯子等	タールエポキシ樹脂系（５５０㎡）
備 考		遠方監視装置、地震時・火災時・自家発管制運転装置等は設置されていない。 納入メーカー：三菱電機ビルテクノサービス株式会社

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 岩屋ダムエレベータ設備整備工事

独立行政法人 水資源機構
木曽川上流ダム総合管理所

工事数量総括表

工事名	岩屋ダムエレベータ設備整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
製作工		式		1		
ダム管理設備製作		式		1		
ダム管理設備		式		1		
昇降設備		式		1		
純製作費		式		1		
製作原価		式		1		
据付工		式		1		
ダム管理設備据付		式		1		
ダム管理設備据付工		式		1		
昇降設備据付		式		1		
直接経費		式		1		

工事数量総括表

工事名	岩屋ダムエレベータ設備整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
技術管理費		式		1		
技術管理費		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
据付間接費		式		1		
据付工事原価		式		1		
設計技術費		式		1		
工事原価		式		1		

工事数量総括表

工事名	岩屋ダムエレベータ設備整備工事						(当 初)	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要	
一般管理費等			式		1			
工事価格			式		1			
消費税相当額			式		1			
工事費計			式		1			

岩屋ダムエレベータ設備整備工事

参 考 資 料

- | | |
|--------|---------|
| 参考資料－1 | 工事参考数量 |
| 参考資料－2 | 概略工事工程表 |
| 参考資料－3 | 参考図面 |

この「参考資料」は、入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。

したがって、「参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は施工条件、地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について、受注者の責任において定めるものとする。

なお、この「参考資料」の有効期間は、この工事の入札日までとする。

令和8年10月

独立行政法人 水資源機構
木曽川上流ダム総合管理所

参考資料－1 工事参考数量

製作工－ダム管理設備製作－ダム管理設備－昇降設備

機器単体費

名 称	規 格	単位	数量	単価	金額
調速機ワイヤロープ	X135K06SA、6×S(19)、 ロープ径 φ6mm、 ワイヤ長208m、プレテンション加工 エレベータ形式:S6-2S、90	本	1	124,000	124,000
扉連動レバー機構	M2N1-2SR、J=800 エレベータ形式:S6-2S、90	組	1	712,000	712,000
釣り合いチェーン	直径 φ10mm、長さ100m エレベータ形式:S6-2S、90	本	1	520,000	520,000

据付工－ダム管理設備据付－ダム管理設備据付工－昇降設備据付

据付労務費

名 称	規 格	単位	数量	備考
機械設備据付工		人	4	
普通作業員	岐阜県	人	3	

据付工－ダム管理設備据付－ダム管理設備据付工－直接経費

機械経費

区 分	規 格	単位	門数	備考
発動発電機	ガソリン発電機、3kVA	日	3	
雑器具損料	機械経費×2%	式	1	

処分費

区 分	規 格	単位	門数	備考
スクラップ処分費	金属くず	t	0.23	有価売却
スクラップ処分費	金属くず(油付)	t	0.03	有価売却
スクラップ運搬費	修繕工事輸送費(全工種) 重量:0.26t 距離:20.2km 金属くず、金属くず(油付)	式	1	現場→受入場所

共通仮設費－技術管理費

区 分	規 格	単位	門数	備考
諸経費動向調査費		式	1	

参考資料-2 概略工事工程表

工事名 岩屋ダムエレベータ設備整備工事

工 種		単位	数量	令和8年度					備 考
				10月	11月	12月	1月	2月	
施工計画書等作成		式	1						
機器等手配		式	1						
現地施工		式	1						
完成図書作成		式	1						
制約条件	年末年始	—							令和8年12月29日～令和9年1月3日

岩屋ダムエレベータ設備整備工事

参考図面

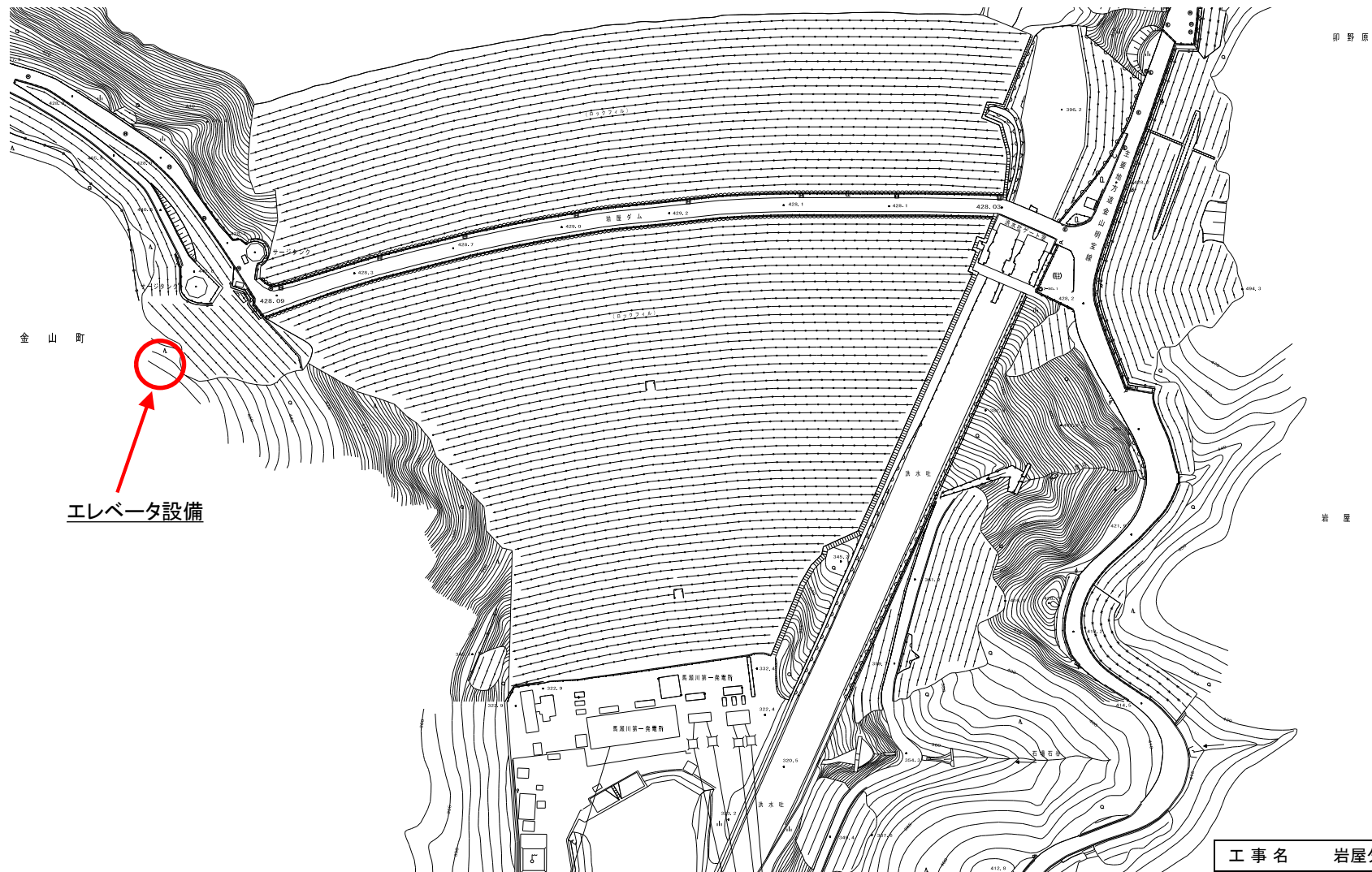
令和8年10月

独立行政法人水資源機構
木曽川上流ダム総合管理所

岩屋ダムエレベータ設備整備工事 図面目録

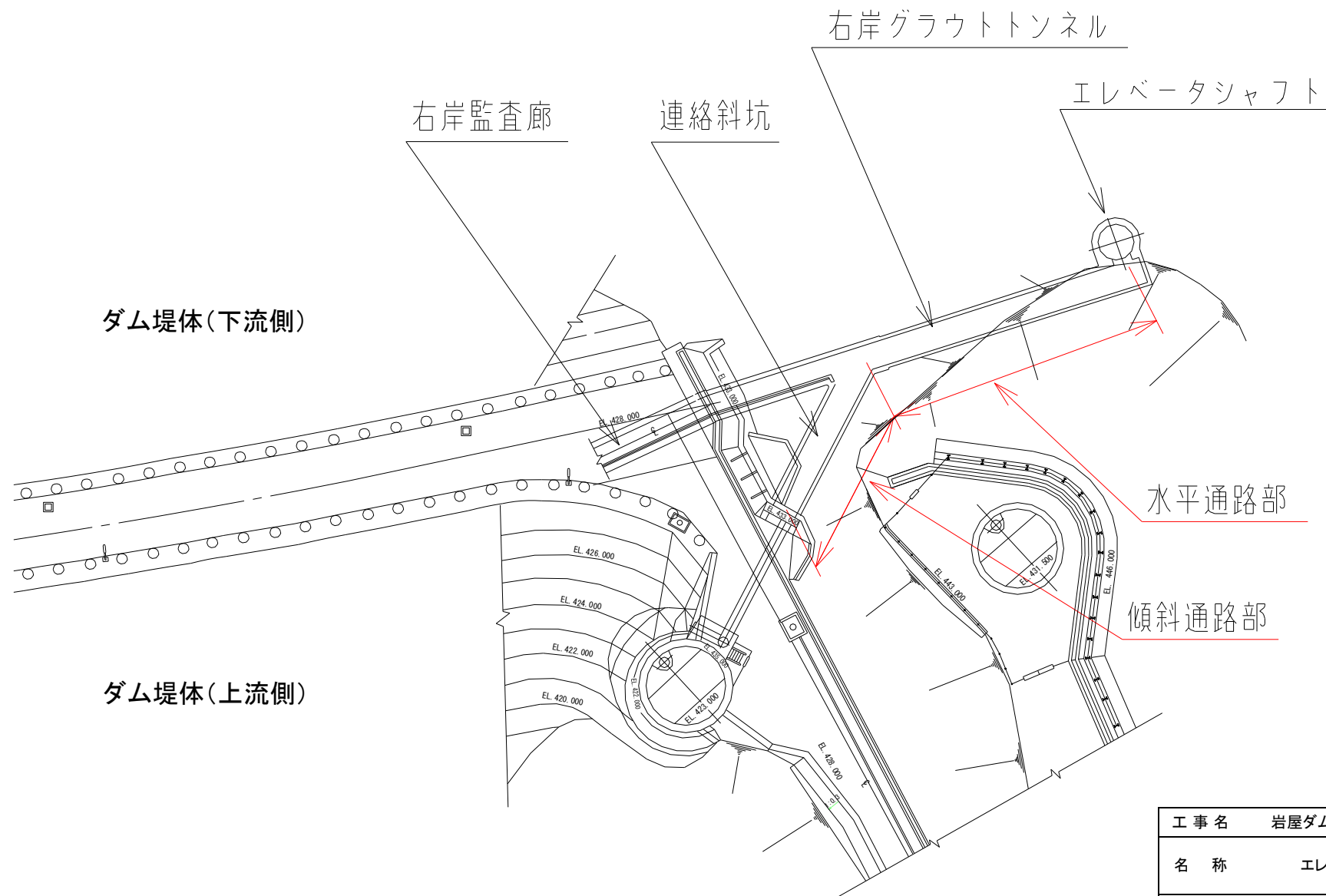
番号	図面名称	登録番号	整理番号
1	位置図		参考図 1
2	エレベータシャフト位置図		参考図 2
3	エレベータシャフト縦断図		参考図 3
4	エレベータ設備平面図		参考図 4

位置図



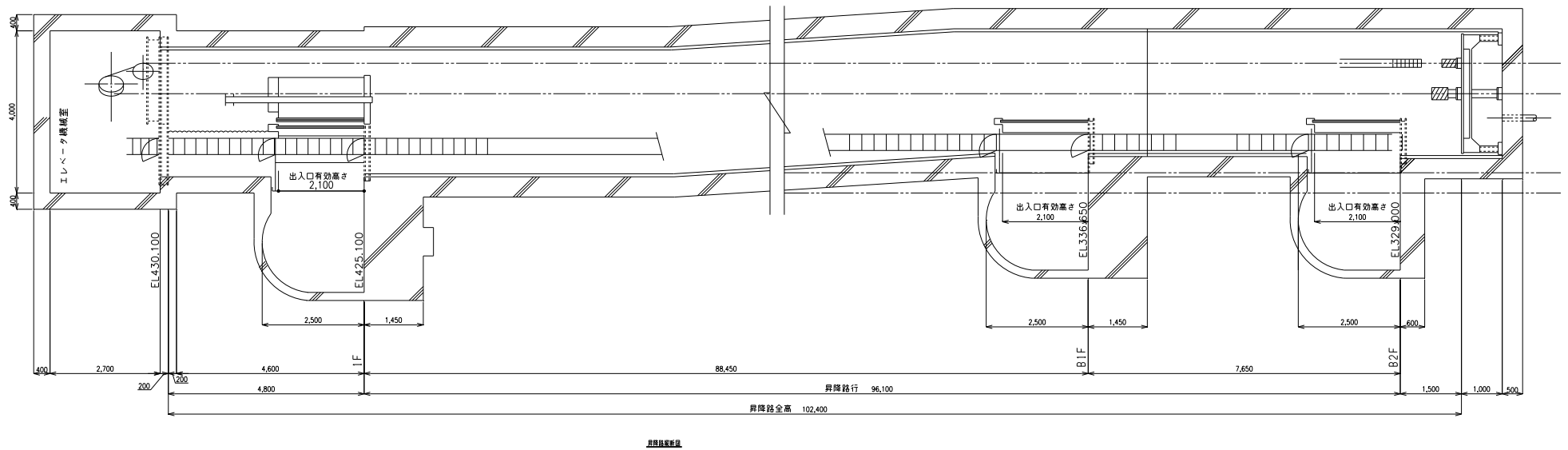
工 事 名	岩屋ダムエレベータ設備整備工事		
名 称	位置図		
登録番号	—	整理番号	参考図 1
独立行政法人水資源機構木曽川上流ダム総合管理所			

エレベータシャフト位置図



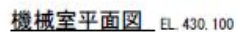
工 事 名	岩屋ダムエレベータ設備整備工事		
名 称	エレベータシャフト位置図		
登録番号	—	整理番号	参考図 2
独立行政法人水資源機構木曽川上流ダム総合管理所			

エレベータシャフト縦断図



工 事 名	岩屋ダムエレベータ設備整備工事		
名 称	エレベータシャフト縦断図		
登録番号	—	整理番号	参考図 3
独立行政法人水資源機構木曽川上流ダム総合管理所			

エレベータ設備平面図



エピソードカー仕様概要	
用途	人形用
制作方式	連続式遠隔操作車式
製作方式	セリシブコントロール車 20C
容量	400 kg 最大定員6名
速度	600 m/min
電源	三相交流 440V 60 Hz
主制御機	EMC - 32CL
軌間距離	7.5 m G/P 4P (1/2)調整可能
ソラセーフ	(保) 700 mm
ソラセーフ	(保) 480 mm
ロープ	(保) 12mm x 4本(1・9・10・1)
停止位置	A、B、C、D、E、F 1箇所3箇所
乗客数	約 100人
重量	102 400 N
レール	方口鋼 105kg/m x すり目入り有軌電車 開口 奥行 出入口有効長有軌電車 1200mmx1134mm 800mmx2100mm
方口外法	
戸閉止	両扉二枚戸二枚片開き
戸閉方式	電動式
衝突安全	半自動運転

工 事 名	岩屋ダムエレベータ設備整備工事		
名 称	エレベータ設備平面図		
登録番号	—	整理番号	参考図 4

独立行政法人水資源機構木曽川上流ダム総合管理所

請 書

1 件 名 岩屋ダムエレベータ設備整備工事

2 場 所 岐阜県下呂市金山町卯野原地内

3 期 間 自 令和 年 月 日

至 令和 9年 3月 26日

4 請負代金額 ￥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥)

上記の施行をお請けするについては、別添の条項によって信義に従って誠実にこれを履行します。

令和 年 月 日

受 注 者

独立行政法人水資源機構 分任契約職

木曽川上流ダム総合管理所長 中野 春男 殿

契 約 条 項

第1条 受注者は、別冊の仕様書及び図面並びに表記の事項に基づき、この契約を履行しなければならない。

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第3条 受注者は、履行内容の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第4条 この契約の履行内容が第1条の図面又は仕様書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、受注者は、これに従わなければならない。

第5条 受注者は、この契約の履行が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いのうえ、完成を確認するための検査を完了するものとする。

3 発注者は、前項の検査によって完成を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払いの完了と同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

5 受注者が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を履行の完了とみなして、前4項の規定を適用する。

第6条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

第7条 受注者の責めに帰すべき事由により、表記の期間内に完成しないときは、発注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額を損害金として受注者から徴収する。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第6条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れたときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第9条 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをい

い、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第11条 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。
（業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）

二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められ

た場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

- 5 発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 6 受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 7 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第1項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。
- 9 受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(専属的合意管轄)

第12条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔中津川〕簡易裁判所又は〔岐阜〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条 この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

木曽川上流ダム総合管理所長 中野 春男 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年10月6日に交付された「岩屋ダムエレベータ設備整備工事」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

く じ の 方 法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業 が契約の相手方となる。